

地域密着型サービス事業者の指定更新等について

1 市内事業所の廃止

エス・エム・ケー企画株式会社より、下記サービスの事業所を廃止する届出がありました。利用者につきましては、既に新しい施設へ移られ、サービスを利用しております。

【廃止事業所】

- | | |
|-------------|--|
| (1) サービスの種類 | ①認知症対応型共同生活介護
②介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| (2) 届出者 | 埼玉県日高市大字高萩102番地 1
エス・エム・ケー企画株式会社 代表取締役 鹿野川 智昭 |
| (3) 事業所の名称 | グループホームたかはぎ |
| (4) 事業所の所在地 | 埼玉県日高市大字高萩102番地 1 |
| (5) 廃止時期 | 平成31年 3月31日 |
| (6) 利用定員等 | 利用定員 18人 (利用定員 9人・2ユニット) |
| (7) 管理者 | 宮崎 秀雄 |

【認知症対応型共同生活介護事業所】

- ・サービス内容 認知症と診断された高齢者が共同で生活する住居で、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を提供します。

2 市外事業所の指定更新

介護保険法の改正により、利用定員18名以下の小規模な通所介護事業所は、平成28年4月1日より「地域密着型通所介護事業所」に変更となり、事業所の指定・指導等の所管が県から市町村に移行されました。

移行後は、原則として、地域密着型通所介護事業所のある市町村の被保険者だけがその地域密着型通所介護事業所のサービスを利用できますが、地域密着型通所介護事業所のある市町村以外の被保険者がその地域密着型通所介護事業所を利用しなければならない理由があり、かつ、地域密着型通所介護事業所のある市町村の同意が得られれば、地域密着型通所介護事業所のある市町村以外でもその地域密着型通所介護事業所を指定することができます。

今回は、介護保険法の改正前からの利用者であり、飯能市と協議し、同意が得られたため、指定更新を行いました。

【指定更新事業所】

- | | |
|--------------------|--|
| (1) サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| (2) 申請者 | 埼玉県飯能市美杉台六丁目18番地1
株式会社A S S E T 代表取締役 後藤 徹也 |
| (3) 事業所の名称 | デイサービスカルナ |
| (4) 事業所の所在地 | 埼玉県飯能市大字中山320番地1
グランベールタナベ1階 |
| (5) 更新指定日 | 令和元年6月1日 |
| (6) 指定満了日 | 令和7年5月31日 |
| (7) 利用定員 | 14人 |
| (8) 当該指定に係る当市被保険者数 | 4人（飯能市の同意を得て利用する者） |

【地域密着型通所介護事業所】

- ・ サービス内容 利用定員18名以下の小規模な通所介護施設で、要介護認定を受けた方が食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。